

準会員規程

第1条 本会部会及び委員会規程第1条に規定する社会福祉施設部会の運営の要件により本会会員になりがたい場合、本会の趣旨に賛同する社会福祉関係施設、社会福祉事業等の事業所を準会員とすることができる。

なお、社会福祉施設部会の運営については別に定める。

第2条 準会員は次のことができる。

- (1) 本会の発行物の配布を受けること
- (2) 本会社会福祉研修所で開催する研修等を会員受講料で受講できること
- (3) 本会が提供する社会福祉施設総合補償制度に加入できること
- (4) その他、本会会長が必要と認めたこと

第3条 準会員は、解散もしくは廃止したとき、退会を届け出たとき、退会したものとする。

第4条 準会員は、社会福祉施設部会の運営の要件を満たすことになった場合、速やかにその事実を本会に報告しなければならない。

なお、その場合、その所属年度をもって準会員の資格を失う。

第5条 会費は、年額10,000円とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。